

プロジェクト 税効果会計

項目 第 412 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 412 回企業会計基準委員会（2019 年 7 月 17 日開催）で聞かれた主な意見をまとめたものである。

税金費用をどの区分に計上すべきかの論点について聞かれた意見

2. 当委員会事務局より、当期税金費用を当期純利益、その他の包括利益、資本項目に区分して計上する提案を行ったところ、次の意見が聞かれた。
 - (1) 実務上、税務申告書における課税所得の計算においては、別表四では当期利益に税金勘定も含めた加減算を行い、所得を計算するという点を考慮すると、その他の包括利益に課税がされているという認識がなく、その点に違和感を覚える。
 - (2) その他の包括利益に税金費用が対応しているとしても、その処理には税効果を含めて検討を行う必要があると考える。別表四において、課税所得計算上当期純利益に加算される金額は期間差異であるという観点から、独立した将来減算一時差異を構成すると考えられる。一方で、会計上の時価評価から認識される包括利益は将来加算一時差異と考えられる。通常、この 2 つは相殺されて一時差異が存在しないという取り扱いとなっていると考えられるが、これを総額で取り扱うことを含めて、考え方を整理する必要があるのではないかと。
 - (3) 税効果実務指針では、期間差異はすべて一時差異に該当するとされており、今回の論点のように、期間差異と考えられるが一時差異に該当しないという項目について、どのように考えるかを整理することは必要と考えられる。

(1) から (3) の意見について、審議資料(2)-2 で別途検討を行っている。

- (4) 税金費用は、加減算項目が相殺された結果として算定されるが、事務局提案による場合、税金費用を配分する方法について考える必要はないかと。

課税所得の算定は、様々なパターンが考えられるため、会計基準で配分について規定する場合、具体的な方法ではなく概括的な定めを置くことが考えられる。

しかし、会計基準において概括的な定めを置いた場合、実務に与える影響は限定的と考えられることから、今回の論点について会計基準において定めを置く必要性は低いものと考えられる。

以 上